

質問への回答

(令和6年度パリ協定13条に基づく隔年透明性報告書作成支援委託業務)

	質問	回答
1	落札出来た場合ですが、見積（入札内訳）書に再委任に関する内容を記入の上、提出すれば、環境省との契約締結を持って、再委任に関する承諾を得たものとみなして問題ないと理解しています。この理解で合っていますか（別途、再委任等承諾申請手続きは要らない）。	ご理解のとおりです。
2	この場合、環境省と弊所の契約締結日は、落札決定日（5月17日）ですが、再委任先と弊所の契約締結日も、5月17日を含むそれ以降で設定して問題ありませんか。	問題ございません。
3	見積（入札内訳）書には、再委任に関する内容を記入する他、再委任先からの見積書を添付すれば良いでしょうか。	見積（入札内訳）書に再委任に関する内容を記載いただくだけで問題ございません。再委任先からの見積書を環境省へ提出する必要はございません（あくまでも環境省への提出が不要ということであり、受託者において整備いただく必要はございます）。
4	見積（入札内訳）書は、落札決定日から、おおよそどれ位の期間で提出が必要でしょうか。	特段期限等は設けておりませんが、開札後速やかにご提出いただくようお願い申し上げます。